株主各位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地 株式会社 プ ラ コ 一 代表取締役社長 古 野 孝 志

# 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使いただき、株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、2021年6月23日(水曜日)午後5時30分までに行使下さいますようお願い申しあげます。

敬具

## 記

- 1. 日 時 2021年6月24日 (木曜日) 午前10時(9時20分より受付開始)
- 2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

ソニックシティビル 6階 603会議室

(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、 お間違いのないようにご注意下さい。)

- 3. 会議の目的事項
  - (1) 報告事項 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の 件
  - (2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

第4号議案 監査役4名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.placo.co.jp) に掲載させていただきます。

# 【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

#### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主様の感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる 議決権の行使をご推奨申しあげます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの持参・着用及び会場に設置して いる消毒液をご利用いただくなどの感染防止にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
- ・本株主総会会場におきましては、役員及び運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
- ・本総会においては、新型コロナウイルスの感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ・今後の状況変化により、株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、上記の当社ウェブサイト にてご案内いたします。

# 議決権行使についてのご案内

■株主総会にご出席の場合 (※上記の通り、可能な限りお控えいただくようお願い申し上げます。)



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月24日 (木曜日) 午前10時

■株主総会にご出席でない場合

# 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期 限までに到着するようご送付ください。

行使期限

2021年6月23日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

# インターネットによる議決権行使



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、 画面の案内に従って、行使期限までに替否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)午後5時30分入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

#### 複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ■書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ■インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ 可能です。

議 決 権行使期限

2021年6月23日 (水曜日) 午後5時30分入力分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.e-sokai.jp



#### 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使 ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、 「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスでき ます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

#### ● ご注意事項

- ■議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ■スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

oo 0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

#### アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



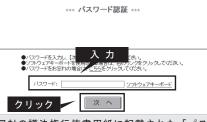
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パス ワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つであると考えており、配当性向、株主資本配当率、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、長期的視点に立った成果配分を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり2021年3月期の期末配当を実施したいと存じます。

[期末配当に関する事項]

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金10円 総額25,938,920円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月25日(金)

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案理由
- (1) 将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、定款第5条の発行可能株式総数を8百万株から3千5百万株に変更するものであります。

なお、当社の現在の発行済株式総数は、2,949,175株であり、会社法第113条第3項は、発行済株式総数の4倍を超える発行可能株式総数を定めることができないことを定めていますが、当社は、2021年7月1日を効力発生日として1株につき3株の割合をもってする株式分割を行うこととしております。そこで、定款第5条の変更につきましては、附則を設け、当該株式分割の効力が生じることを条件としてその効力を生じるものとし、その効力発生をもってこの附則を定款より削除するものといたします

- (注) 当社は、2021年5月24日開催の取締役会の決議により、会社法第184条第2項に基づき、上記株式分割に伴い、本議案が否決されることを条件として、発行可能株式総数を8百万株から2千4百万株に変更することを決定しております。
- (2) 今後のさらなる事業拡大を見据えた経営体制の強化充実を図るため、取締役の員数を 5名以内から9名以内に増員するものであります。

- (3) 監査体制の維持、充実を図るため、監査役の員数を3名以内から5名以内に増員するものであります。
- (4) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第22条に第2項を新設するものであります。

#### 2. 変更内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款 変更案 (発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、 8 百 万株とする。 (員数及び選任) 第 17 条 当会社の取締役は5名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (員数及び選任) 第 27 条 当会社の監査役は3名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第 22 条 (条文省略) (新設) (新設) (新設) (		(下線部分は変更箇所を示しております。)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>8百万株</u> とする。 (員数及び選任) 第17条 当会社の取締役は <u>5名</u> 以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (員数及び選任) 第27条 当会社の監査役は <u>3名</u> 以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第25条 (現行のとおり) (決議) 第26、(現行のとおり) (決議) 第27条 当会社の監査役は <u>5名</u> 以内とし、 株主総会において選任する。 ② (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記 録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは	現行定款	変更案
<ul> <li>8百万株とする。 (員数及び選任)</li> <li>第17条 当会社の取締役は5名以内とし、株主総会において選任する。 ② (条文省略) (員数及び選任)</li> <li>第27条 当会社の監査役は3名以内とし、株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議)</li> <li>第22条 (条文省略) (対議)</li> <li>第22条 (条文省略) (対議)</li> <li>第22条 (条文省略) (対議)</li> </ul> 第22条 (第文省略) (決議) 第22条 (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
(員数及び選任) 第17条 当会社の取締役は5名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (員数及び選任) 第27条 当会社の監査役は3名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記 録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは	第5条 当会社の発行可能株式総数は、	第5条 当会社の発行可能株式総数は、
第17条 当会社の取締役は <u>5名以内とし、株主総会において選任する。</u> ② (条文省略) (員数及び選任) 第27条 当会社の監査役は <u>3名以内とし、株主総会において選任する。</u> ② (東文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項を可決する旨の取締役会の決議議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	8百万株とする。	<u>3 千 5 百万株</u> とする。
株主総会において選任する。 ② (条文省略) (員数及び選任) 第27条 当会社の監査役は3名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (東京省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	(員数及び選任)	(員数及び選任)
② (条文省略) (員数及び選任) 第27条 当会社の監査役は3名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (第7のとおり) ( 決議) 第22条 (東方のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	第17条 当会社の取締役は <u>5名</u> 以内とし、	第17条 当会社の取締役は <u>9名</u> 以内とし、
(員数及び選任) 第27条 当会社の監査役は <u>3名以内とし、</u> 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) (決議) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記 録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは	株主総会において選任する。	株主総会において選任する。
第27条 当会社の監査役は3名以内とし、 株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	② (条文省略)	② (現行のとおり)
株主総会において選任する。 ② (条文省略) (決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	(員数及び選任)	(員数及び選任)
② (条文省略)	第27条 当会社の監査役は3名以内とし、	第27条 当会社の監査役は <u>5名</u> 以内とし、
(決議) 第22条 (条文省略) (新設) 第22条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記 録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは	株主総会において選任する。	株主総会において選任する。
第22条 (条文省略) (新設)  第22条 (現行のとおり)  ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記 録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは	② (条文省略)	② (現行のとおり)
(新設)     ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	(決議)	(決議)
は取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	第22条 (条文省略)	第22条 (現行のとおり)
事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは	(新設)	② 前項の規定にかかわらず、当会社
録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは		は取締役の全員が取締役会の決議
議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは		事項について書面または電磁的記
決議があったものとみなす。ただ し、監査役が異議を述べたときは		録により同意したときは、当該決
し、監査役が異議を述べたときは		議事項を可決する旨の取締役会の
		決議があったものとみなす。ただ
<u>この限りではない。</u>		し、監査役が異議を述べたときは
		<u>この限りではない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	附則 第5条 (発行可能株式総数) の変
	更は、2021年5月24日に決定した
	1株につき3株の割合をもってす
	る株式分割の効力発生を条件とし
	て効力を生じるものとする。本附
	則は、同条の変更の効力発生日経
	過後、これを削除する。

#### 第3号議案 取締役1名選任の件

本株主総会において、「第2号議案 定款一部変更の件」に関する議案が原案どおり承認可 決されることを条件に、経営体制の強化充実を図るため、新たに取締役1名の選任をお願い するものであります。

その候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数				
<sup>ほんだ</sup> としゅき 本多 敏行 (1970年8月14日)	1993年9月第一チューブラ工業株式会社入社1998年5月和円商事有限会社取締役社長2002年4月和円商事株式会社代表取締役社長(現任)2019年10月アジアプラスチック資源循環促進協会代表理事(現任)	13, 200株				

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 本多敏行氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 本多敏行氏は、企業経営者として培われた専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。
  - 4. 本多敏行氏には、企業経営者として培われた専門的な知識・経験等をいかし、当社において主にリサイクル事業への助言をいただくことを期待しております。
  - 5. 当社は会社法第403条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険により被保険者がその業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。本多敏行氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
  - 6. 和円商事株式会社は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)であります。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

監査役清水孝正、野崎正、荒木直人の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、「第2号議案 定款一部変更の件」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、新たに社外監査役3名を含む、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び	所 有 す る 当社株式数		
金 万	(生年月日)		重要な兼職の状況			
1	しみず こうせい 清水 孝正 (1948年11月8日)	1967年5月 1998年10月 2000年5月 2007年4月 2009年6月 2013年7月 2017年6月	当社入社 当社技術開発室部長 当社管理本部技術部部長 当社生産本部検査部長 当社監査役 当社品質アドバイザー 当社監査役(現任)	4, 200株		
2	たかはし たかとし 高橋 隆敏 (1970年6月7日)	1993年4月 1999年10月 2002年2月 2002年10月 2020年6月	KPMGピートマーウィック株式会社入社 アクタスマネジメントサービス株式会社 入社 税理士登録 高橋隆敏税理士事務所開設 ルーツ税理士法人設立 代表社員(現任)	0株		
3	がきゃま とおる 秋山 徹 (1962年7月25日)	1986年4月 1991年7月 1996年4月 2016年4月 2018年7月 2020年3月	カキウチ株式会社入社 プライスウォーターハウス (現 PwC) 会計事務所入所 株式会社電通 (現 株式会社電通グループ) 入社 SOLIZE株式会社入社 株式会社Casa入社 キャリア・ネットワーク株式会社 業務委託契約 (現任)	0株		
4	ねまい ひであき 沼井 英明 (1982年11月29日)	2010年12月 2014年6月 2016年2月 2019年6月	亲殇安礼失机(現住) 弁護士登録(第一東京弁護士会) 二重橋法律事務所入所 弁護士法人琴平綜合法律事務所入所 (現任) 株式会社廣済堂社外監査役(現任)	0株		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 高橋隆敏氏は、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任するものであります。なお、当社は高橋隆敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
  - 3. 秋山徹氏は、過去に在籍された会社で培われた財務・会計等の知識・経験及び上場会社での取締役 経験を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任するものであります。 なお、当社は秋山徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
  - 4. 沼井英明氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただく

計算書

ため、社外監査役として選任するものであります。なお、当社は沼井英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

5. 当社は会社法第403条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険により被保険者がその業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人監査法人ブレインワークは、本総会終結の時をもって退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、同法人は上場会社の監査経験が豊富であり、会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を具備しているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

[2021年3月31日現在]

名称	監査法人アリア
主たる事務所の所在場所	東京都港区浜松町1丁目30-5
沿    革	2006年5月29日設立
HII. TH	出資金 7百万円
概 要	構成人員 20人

以 上

#### (添付書類)

# 事 業 報 告

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。また景気の先行きにつきましては、様々な政策効果やワクチン接種による経済活動の改善が期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや設備投資への影響を注視する必要があり、不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境は、現在100年に一度といわれる産業社会の変革期を迎えています。環境保護のため二酸化炭素排出を大幅に削減する取り組み、電気自動車や燃料電池自動車の開発と移行、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進行、AI・IOT・RPAの活用、海洋資源保護や資源循環推進のためのプラスチックリサイクル利用など、私達の生活や仕事のやり方が根本的に変わりつつあります。

このような状況下、売上高につきましては、インフレーション成形機事業、リサイクル装置事業、メンテナンス事業共に、前事業年度に比して減少しました。ブロー成形機事業につきましては、予定していた大型成形機の納入検収が順調に進み、前事業年度に比して増加しております。しかしながら、当事業年度は、新型コロナウイルス感染症による客先設備投資の抑制等及び臨時株主総会に対応するため営業活動が滞ってしまったことが、売上高が減少した一部の要因となりました。利益面につきましても、一般管理費に含まれている前経営者による臨時株主総会関連費用1億4千7百万円という巨額な費用も発生した結果、営業利益、経常利益、当期純利益を圧迫し前事業年度を大きく下回りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、27億1千4百万円(前期比8.1%減)を計上することが出来ましたが、利益面につきましては、営業利益1億8千8百万円(前期比59.9%減)、経常利益1億8千6百万円(前期比61.8%減)、当期純利益1億9百万円(前期比61.4%減)と減益となりました。

#### (2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

(単位:千円)

部門		売 上 高	
<u>=</u>	金 額	前期比増減	構 成 比
インフレーション成形機事業	1, 300, 727	△20.5%	47.9%
ブロー成形機事業	950, 742	34.8	35. 0
リサイクル装置事業	37, 610	△75. 7	1.4
メンテナンス事業	425, 568	△7. 0	15. 7
合 計	2, 714, 648	△8.1	100.0

#### ① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、高機能多層フィルム成形機を複数台納入することが出来ましたが、大型フィルム成形機の納入が前事業年度に比べ少なく、当事業年度の売上高は前事業年度と比べ減少しました。

この結果、売上高は13億円(前期比20.5%減)となりました。

#### ② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、予定されていた大型成形機の納入検収が順調に進み、売上高は前事業年度と比較して増加しました。

この結果、売上高は9億5千万円(前期比34.8%増)となりました。

#### ③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、小型再生機の受注やメンテナンスにとどまりました。

この結果、売上高は3千7百万円(前期比75.7%減)となりました。

## ④ メンテナンス事業

メンテナンス事業につきましては、第3四半期会計期間以降、補修部品の受注及び工事等の受注が増えましたが、当事業年度全体では新型コロナウイルス感染症の影響により売上高は前事業年度と比較して減少しました。

この結果、売上高は4億2千5百万円(前期比7.0%減)となりました。

#### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は1億2千9百万円であり、その主なものは機械装置の購入 及び本社事務棟の補修工事であります。

一方、設備及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金等により賄いました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

#### (8) 財産及び損益の状況の推移

項	目		期	別	第58期 (自 2017年4月1日) 至 2018年3月31日)	第59期 (自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)	第61期(当期) (自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)
売		上		高	3,428,358千円	2,990,559千円	2,952,744千円	2,714,648千円
経	常		利	益	213,740千円	401,657千円	489,672千円	186,898千円
当	期	純	利	益	152,048千円	272, 126千円	282,884千円	109,055千円
1 7	株当た	り当	期 純	利益	57円94銭	103円12銭	106円42銭	41円54銭
総		資		産	2,217,512千円	2,900,567千円	3, 106, 824千円	2,308,987千円
純		資		産	830, 195千円	1,086,598千円	1,343,435千円	1,282,040千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
  - 2. 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数から控除される自己株式数には、「株式 給付信託(従業員持株会処分型)」導入において設定した信託E口が所有する当社株式を含めてお ります。
  - 3. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。このため上表の1株当たり当期純利益は、第58期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

#### (9) 会社の対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチンへの期待感がある一方、感染拡大の影響により、日本政府より緊急事態宣言が度々出され外出自粛や移動制限により経済活動は大きく制限されており、景気回復の勢いは弱く、今後も先行きの不透明な経営環境が続くと予想されます。

当社は、インフレーションフィルム成形機、ブロー成形機及びリサイクル装置の製造販売を主な内容とした事業活動を展開しております。

当社の中核事業の一つであるインフレーションフィルム成形機事業においては、市場は成熟化しているものの、競合他社の新機能製品を上回る製品開発が求められ、生分解フィルム等用途が拡大する分野での新機能開発や特許取得等開発投資が必要です。社会問題となっておりますマイクロプラスチックや廃プラスチック問題に対して、生分解性樹脂、及びバイオプラスチックを用いた包装資材用フィルム成形機の製造生産を強化してまいります。また、当社は、2021年3月1日付けで、生産されたプラスチックを資源として循環させることを戦略とする「EMS事業部」を発足させました。この2021年3月9日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、プラスチック資源循環の取組が促進されると見込まれます。プラスチックの選別から破砕、粉砕、溶融、造粒、再商品化、そしてプラスチックの選別へ、とプラスチック資源の循環を図るプラスチックリサイクルプラントとすることを目的としております。

当社の中核事業の一つであるブロー成形機事業は、購入先の一つである自動車メーカーを中心に飛躍的な技術開発が進んでおり、これまでのガソリン車を中心とした製造から、将来は電気自動車や燃料電池車(水素自動車)等への移行が進むことが予想されており、従来のニーズを凌駕する変革に対応していく必要があります。そのため、これまでのブロー成形機を改良し、高機能かつ高効率化を進めるべく新製品開発が必要であり、様々な研究開発投資が必要となります。

当社は、事業基盤の獲得・拡大を目的としたプラスチックリサイクル機器製造販売及び廃プラスチックのリサイクル活用等、環境省が主導するプラスチックリサイクルに沿う事業を新規に立ち上げると同時に、当該関連事業を当社グループのもう一つの柱として、成長スピードの向上を目指しており、こうした日々強まる社会的ニーズにこたえ、中核事業として成長せしめることにより、安定した事業運営可能な体制を整えるため、また、もしくは、当社事業に関連する事業分別、例えば、設計から加工、組立まで一貫した製品製造企業を含め当社とのシナジー効果が期待できる企業のM&Aを推進してまいります。これらの事業を推進する投資を行うため、加えて、財務基盤の安定化を図るため、第三者割当

により新規発行株式及び新株予約権による資金調達を実行することといたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

#### (10) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機で あります。環境・リサイクル装置は破砕機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

#### (11) 主要な営業所及び工場(2021年3月31日現在)

1. 本 社 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

2. 営業所 本社営業部 埼玉県さいたま市岩槻区

名 古 屋 支 店 愛知県名古屋市名東区

大阪支店 大阪府寝屋川市 九州営業所 佐賀県鳥栖市

3. 工場 本社工場 埼玉県さいたま市岩槻区

#### (12) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	名 50	3名減	歳 44.4	年 14.3
女 性	14	_	36. 9	8.8
合計又は平均	64	3名減	42. 7	13. 1

#### (13) 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

			借	入	先				借入金残高
(株)	商日	工 本	組政	合策	中金	— 央 融	金 公	 庫 庫	千円 305, 080 81, 700
み	ず	ほ	信		託	銀	行	株	24, 766

#### 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 株 式 数 発行済株式の総数 2,593,992株(自己株式140,683株を除く。)
- (2) 株 主 数

1,324名

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
有限会社フクジュコーポレーション	株 303, 700	11. 70
シービーエイチケイエスエイフボンセキュリティーズコーリミテッドアカウントグローバル 令和キャピタル有限責任事業組合	244, 400 177, 400	9. 42 6. 83
松	133, 000	5. 12
株式会社DMM. com証券	122, 100	4. 70
株式会社和円商事	97, 000	3. 73
安 本 医 宏	79, 900	3.08
正 井 宏 治	79, 300	3.05
プ ラ コ ー 共 栄 会	72, 500	2.79
プラコー従業員持株会	63, 206	2. 43

(注) 持株比率は、自己株式(140,783株)を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

# 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

	地		位		氏	:	名	担当及び重要な兼職の状況
代	表 取	締	史 社 長	古	野	孝	志	
取	締 役	副	社 長	菊	池	敏	文	営業・テクノグループ・管理購買担当
取		締	役	箱	﨑	義	則	製造・技術担当
取		締	役	富	家	友	道	マクロナイズ株式会社代表取締役
取		締	役	倉	本	敬	治	ストラーダアドバイザリーLLPマネージング パートナー
監	査	役	(常勤)	清	水	孝	正	
監		査	役	野	崎		正	さいたま法律事務所所長
監		査	役	荒	木	直	人	荒木法律事務所所長

- (注) 1. 取締役冨家友道氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役倉持敬治氏は、社外取締役であります。
  - 3. 監査役野崎正氏は、社外監査役であり、野崎正氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
  - 4. 監査役西村治彦氏が2020年11月30日付けで辞任したことに伴い、監査役に欠員が生じたため、会社 法の規定に基づき、さいたま地方裁判所に仮監査役選任の申立てを行い、2021年3月18日に同裁判 所より荒木直人氏が仮監査役として選任され、社外監査役として就任しております。
  - 5. 当期中における取締役の異動は、次のとおりであります。
    - (1) 2020年11月6日付就任

代表取締役社長 古 野 孝 敏 志 文 則 道 版 麻 徐 役 富 家 友 則 道 治 版 麻 徐 役 倉 本 敬 治 治

(2) 2020年11月6日付辞任

代表取締役社長 黒 澤 秀 男 取 締 役 平 石 昌 之 取 締 役 早 川 恵

森 役 早 川 恵 執行役員総務・経理部長森 役 小 沢 剛 司 小沢法律事務所所長

- 6. 当期中における監査役の異動は、次のとおりであります。
  - (1) 2020年11月30日付辞任

監 査 役 西村治彦 西村社会保険労務士事務所代表社員

(2) 2021年3月18日付就任

監査役荒木直人

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する

旨を定めた契約を締結しております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第403条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、 当該保険により被保険者がその業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害 賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、 取締役に対する報酬について、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大及び企業価値向 上に対する報酬等として有効に機能するものとします。また、取締役の基本報酬の額 は、取締役会より一任された代表取締役社長が決定します。
- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項 取締役の報酬等は、1984年10月24日開催の第24期定時株主総会において月額1,300万 円(使用人分給与を含まない。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時 点の取締役の員数は5名です。

監査役の報酬等は、1982年10月26日開催の第22期定時株主総会において月額150万円 と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度の範囲内かつ取締役会より一任された代表取締役社長が決定していることから、 その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長古野孝志が取締役の個 人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報 酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担 当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。 (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 9名 78,236千円(うち社外取締役3名 4,160千円)

監 査 役 4名 17,250千円(うち社外監査役3名 6,450千円)

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2020年11月6日付辞任した取締役4名及び2020年11月30日付辞任した監査役1名を含んでおります。
  - 2. 上記支給額には、2018年6月27日開催の第58期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度に計上した金銭報酬債権の付与4,906千円(取締役3名4,906千円)を含んでおります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
  - 1. 取締役富家友道氏はマイクロナイズ株式会社代表取締役であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。
  - 2. 取締役倉本敬治氏はストラーダアドバイザリーLLPマネージングパートナーであります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。
  - 3. 監査役野崎正氏はさいたま法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
  - 4. 監査役荒木直人氏は荒木法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
  - ・取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏 名	出席状況及び発言状況 (社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取締役	小沢 剛士	2020年11月6日辞任までに開催の取締役会14回うち10回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
取締役	冨家 友道	2020年11月6日就任後開催の取締役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、経営者としての知見に基づく意見の表明を行っております。
取締役	倉本 敬治	2020年11月6日就任後開催の取締役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、豊富な企業マネジメント経験に基づく意見の表明を行っております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監査役	野崎 正	当期開催の取締役会27回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会12回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	西村 治彦	2020年11月30日辞任までに開催の取締役会18回のうち5回に出席し、また、2020年11月30日辞任までに開催の監査役会7回のうち5回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、社会保険労務士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	荒木 直人	2021年3月18日就任後開催の取締役会1回のうち1回に出席し、また、監査役会1回のうち1回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ブレインワーク

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 当事業年度に係る報酬等の額

17,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基

づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

#### 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制 その他業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況の概要
  - ① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制 取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反す る行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に 開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規 程に従い適切に保存及び管理しております。
  - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として 総務部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。
  - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
    - イ. 定例の取締役会を月1回開催し重要事項について審議及び決定をします。
    - ロ. 常勤取締役によって構成される経営会議を適宜開催し、重要案件に関する情報の早期 共有化と意思決定の迅速化を図っております。
    - ハ. 取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執 行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する部長会を月1回開催し経営課題の解 決策を決定し、それに従い処理をしております。
    - 二.業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。
  - ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制 取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、 倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報 制度を運用しております。
  - ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の

体制

本年3月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在しておりません。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。

尚、本年3月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置く ことについて求めておりません。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いた します。
  - ロ. 監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で 決定します。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
  - ロ. 前項の報告、情報提供としての主なものは、次の通りといたします。
    - 1. 当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
    - 2. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - 3. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
    - 4. 当社の業績状況
    - 5. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制
  - イ. 担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞な く報告する。
  - ロ. 代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。
  - ハ. 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ⑪ 業務の適正を確保する為の体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリング

を行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# **造 借 対 照 表** (2021年3月31日現在)

(単位:千円)

	の 部	<b>.</b>	) 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	1, 432, 734	流動負債	549, 970
現金及び預金	870, 603	支 払 手 形	151, 193
受 取 手 形	183, 138	買力	47, 919
売 掛 金	221, 859	一年以内償還予定の社債	42, 800
製品	2, 136	一年以内返済予定長期借入金	106, 006
生 掛 品	99, 551	未   払   金     未   払   費     用	21, 497 8, 624
材料	22, 207	未払消費税等	56, 717
		前受金	39, 790
前渡金	1, 947	預り金	6, 742
前 払 費 用	12, 423	前 受 収 益	4, 093
その他の流動資産	18, 867	製品保証引当金	5, 229
固定資産	874, 557	賞 与 引 当 金	29, 380
有 形 固 定 資 産	728, 324	リース債務	28, 381
建物	194, 399	その他の流動負債	1, 592
構築物	15, 293	固定負債	476, 977
機 械 及 び 装 置	187, 206	社 債 長期借入金	64, 500
車輌及び運搬具	0	長期借入金  リース債務	305, 540 48, 332
工具器具及び備品	12, 593	退職給付引当金	14, 203
土 地	268, 000	再評価に係る繰延税金負債	41, 461
リース資産	50, 832	その他固定負債	2, 940
無形固定資産	29, 793	負 債 合 計	1, 026, 947
電話加入権	72		の 部
セ ロ か 八 惟 ソ フ ト ウ ェ ア	29, 721	株主資本	1, 185, 643
投資その他の資産	116, 438	資 本 金 資本剰余金	519, 624 127, 444
	1		9, 999
投資有価証券	48, 903	その他資本剰余金	117, 444
長期未収入金	720	利益剰余金	706, 438
保 証 金	2, 616	利益準備金	9, 559
会 員 権 等	13, 010	その他利益剰余金	696, 878
長期前払費用	53, 241	繰越利益剰余金	696, 878
繰 延 税 金 資 産	11, 215	自己株式	△167, 863
その他の投資	101	評価・換算差額等	95, 155
貸 倒 引 当 金	△13, 370	その他有価証券評価差額金	499 94, 655
繰 延 資 産	1, 695	生地再評価差額金 新 株 予 約 権	1, 242
社債発行費	1, 695	<u>利 体 ア 利 権</u> 純 資 産 合 計	1, 282, 040
資 産 合 計	2, 308, 987	負債及び純資産合計	2, 308, 987

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 (注)

# 損益計算書

(自2020年4月1日) 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	科	目		金	額
売	上	高			2, 714, 648
売	上	原 価			1, 776, 449
売	上	総利	益		938, 199
販売	売費及び一	般管理費			749, 685
営	業	利	益		188, 513
営	業外	収 益			
	受 取 利 息	. 及 び 配 当	金	1,074	
	受 取 地	也代家	賃	960	
	物品	売 却	益	491	
	為替	差	益	150	
	受 取	保 証	料	4, 093	
	その他の	営業外収	益	261	7, 032
営	業外	費用			
	支 払	利	息	3, 289	
	売 上	割	引	1,842	
	その他の	営業外費	用	3, 513	8, 646
経	常	利	益		186, 898
特	別	損 失			
	固 定 資	産 除 却	損	1, 385	1, 385
税	引 前 当	期純利	益		185, 513
法	人税、住民	税及び事業	税		52, 414
法		等 調 整	額		24, 043
当	期	純 利	益		109, 055

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日) 至2021年3月31日)

(単位:千円)

				株	主	資	本			
					資	本	剰 余	金		
	資	本	全	資本準	備金	そ 資 本	の 他 剰余金	資合	本剰余金	
2020 年 4 月 1 日 残 高		519, 6	24		9, 999		117, 444		127, 4	44
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当										
利益準備金の積立										
当 期 純 利 益										
自己株式の取得										
自己株式の処分										
土地再評価差額金の取崩										
事業年度中の変動額合計			_		_				-	_
2021 年 3 月 31 日 残 高		519, 6	24		9, 999		117, 444		127, 4	44

(単位:千円)

		株	主	本	(平匹・117)
	利	益 剰 余	金		
	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
2020 年 4 月 1 日 残 高	5, 459	632, 922	638, 382	$\triangle 34,594$	1, 250, 856
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△40, 999	△40, 999		△40, 999
利益準備金の積立	4, 099	△4, 099	_		_
当 期 純 利 益		109, 055	109, 055		109, 055
自己株式の取得				△144, 918	△144, 918
自己株式の処分				11, 649	11, 649
土地再評価差額金の取崩					
事業年度中の変動額合計	4, 099	63, 955	68, 055	△133, 269	△65, 213
2021 年 3 月 31 日 残 高	9, 559	696, 878	706, 438	△167, 863	1, 185, 643

(単位:千円)

					(   122   1   3/
	部	評価・換算差額等			
	その他有価 証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
2020 年 4 月 1 日 残 高	△2,076	94, 655	92, 578		1, 343, 435
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△40, 999
利益準備金の積立					_
当 期 純 利 益					109, 055
自己株式の取得					△144, 918
自己株式の処分					11, 649
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2, 576	_	2, 576	1, 242	3, 818
事業年度中の変動額合計	2, 576	_	2, 576	1, 242	△61, 395
2021 年 3 月 31 日 残 高	499	94, 655	95, 155	1, 242	1, 282, 040

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……個別法による原価法

原 材 料………移動平均法による原価法

「評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております」

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産……定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額に (リース資産を除く) ついては、法人税法に規定する方法と同一の基準によって

おります。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、減損処理した資産については耐用年数を経済的残存使用年数、また、残存価額を耐用年数到来時点の正味売却価額としております。

- ② 無形固定資産…… 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用 (リース資産を除く) 分)については、社内における利用可能期間 (5年)を償 却年数としております。

- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
    - 1)一般債権 貸倒実績率法によっております。
    - 2)貸倒懸念債権及び破産更生債権 個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。
  - ② 賞 与 引 当 金…………使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、 支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負 担分を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金………従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
  - ④ 製品保証引当金…… 検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - ① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (追加情報)

- ·従業員持株ESOP信託
- (1)取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の

株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のESOP (Employee Stock Ownership Plan)及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「プラコー従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時までに、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。 (2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度22,409千円、22,700株であります。

- (3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当事業年度24,766千円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積

新型コロナウイルス感染症に関して、当社は、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と比べると減少しつつも、一定の稼働率を維持しております。しかし、当感染症は、経済、企業活動に広範囲な影響を与える事象であり、それらが当社に及ぼす影響や今後の広がり方や収束時期を合理的に予測することは困難であります。

当社においては、現時点で入手可能な情報を踏まえ、翌事業年度の一定の期間にわたり当

該影響が継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、将来の不確実性が当社が行った会計上の見積りの結果に影響を与える可能性があります。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資產 11,215千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

 仕掛品
 — 千円

仕掛品は、個別受注契約において、当該契約の見積総費用が受注金額を超える場合に当該金額を合理的に見積り、収益性の低下による簿価切下げを行っております。見積総費用は、契約ごとに当該契約の契約内容、要求仕様、技術面における新規開発要素の有無、過去の類似契約における発生原価実績などのさまざまな情報に基づいて算定していますが、個別受注契約は契約仕様や作業内容が顧客の要求に基づき定められており契約内容の個別性が強く、また、比較的納品までの期間が長期にわたることから、作業工程の遅れ等による当初見積りに対する原価の増加、材料費の変動、新規開発技術を利用した製作遂行等における当初想定していない事象の発生による原価の変動など、製作開始から検収終了までの環境の変化によって、見積総費用が変動することがあります。経営者は、四半期ごとに当四半期までの発生費用と事前の見積りとの比較を行い、その時点での製造の進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した収益性の低下による簿価切下げ見込額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

製品保証引当金 5,229千円

製造上やその他の不具合に対し、製品の種類や不具合の要因ごとに定められた期間又は一定の使用条件に応じて製品保証を行っており、期末日現在において将来の費用発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に、製品保証引当金を計上しています。将来の発生費用は、主に過去の無償補修実績、過去の売上実績を基に見積っています。経営者は、発生費用の見積り額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳 簿価額の合計額を下回っている額 28,700千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

887,545千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現	金	預	金	94,031千円
建			物	186,548千円
土			地	268,000千円
	合	計		548, 580千円

担保に係る債務

短 期	借入金	65,326千円
長 期	借入金	41,140千円
社	債	107,300千円
合	計	213,766千円

#### (4) 偶発債務

当社が納入した機械の性能不良、品質不良により、通常予想される金額以上の追加的補償が生じる可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費

2,312千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式

2,734,675株

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普诵株式

163,383株

(注)信託E口が保有する当社株式を自己株式に含めております。(当事業年度末22,700株)

(3) 当事業年度末日における新株予約権(権利行使の期間の

初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式

の種類及び数

普诵株式

100,000株

#### (4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	40, 999	15.00	2020年3月31日	2020年6月26日

- (注) 2020年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金517千円が含まれております。
  - ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの2021年6月24日開催予定の第61期定時株主総会において次の通り付議いたします。

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当の総額 25,938千円

1株当たり配当金 10円00銭

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月25日 (注) 2021年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に

- (注) 2021年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金227千円が含まれております。
- 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は賞与引当金の否認、製品保証引当金の否認等であります。

- 7. 金融商品に関する注記
  - (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			( <u>甲位:丁円/</u>
	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	870, 603	870, 603	_
(2) 受取手形	183, 138	183, 138	_
(3) 売掛金	221, 859	221, 859	_
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	48, 903	48, 903	_
資 産 計	1, 324, 505	1, 324, 505	_
(1) 支払手形	151, 193	151, 193	
(2) 買掛金	47, 919	47, 919	
(3) 長期借入金 (※1)	411, 546	411, 589	△43
(4) 社債 (※2)	107, 300	107, 300	_
負 債 計	717, 959	718, 001	△43

- (※1) 1年以内返済予定の長期借入金106,006千円は、長期借入金411,546千円に含めております。
- (※2) 1年以内償還予定の社債42,800千円は、社債107,300千円に含めております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2)受取手形、並びに(3)売掛金
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

#### 負債

(1) 支払手形及び(2)買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳

簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4)社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

- 8. 1株当たり情報に関する注記
  - (1) 1株当たり純資産額

498円11銭

(2) 1株当たり当期純利益

41円54銭

- (注) 1 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末22,700株)
  - 2 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度27,681株)
- 9. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年4月26日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)及び第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議いたしました。

#### <株式発行に係る募集の概要>

(1) 払込期日	2021年5月12日	
(2) 発行新株式数	普通株式214,500株	
(3) 発行価額	1株につき1,397円	
(4) 調達資金の額	299, 656, 500円	
(5)	第三者割当の方法によります。	
募集又は割当方法	ニューエネルギーマネジメント合同会社	143, 100株
(割当予定先)	遼阳康达塑胶樹脂有限公司	35,700株
	JVA TELOK KURAU., LTD	35,700株

(6) 本第三者割当増資については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書 その他 の効力発生を条件とします。

#### <新株予約権発行に係る募集の概要>

(1) 割当	iΒ	2021年5月12日		
(2) 新株	予約権の総数	2,861個		
(3)	· /正· 安石	総額4, 317, 249円		
光1	価額	(新株予約権1個当たり1,509円)		
(4) 当該	発行による	286, 100株		
潜在	株式数	200, 100px		
(5)		403, 998, 949円		
		(内訳)		
		新株予約権発行分 4,317,249円		
調達	調達資金の額	新株予約権行使分 399,681,700円		
即归廷	東立が開	上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予		
		約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権		
		の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約		
		権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。		
(6) 行使	価額	1株当たり1,397円		
(7) 行使	期間	2021年5月12日から2023年5月11日		
(8)		第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。		
募集	又は割当方法	ニューエネルギーマネジメント合同会社 2,147個		
(割	l当予定先)	遼阳康达塑胶樹脂有限公司 357個		
		JVA TELOK KURAU., LTD 357個		

(9)

① 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

② 取得条項

その他

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」といいます。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金1,509円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発 生を条件とします。

### 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 プラコー 取締役会 御中

監査法人ブレインワーク 東京都千代田区内幸町2-2-2富国生命ビル2階

代表社員 公認会計士 石井 友二 印業務執行計員

代表社員 公認会計士 小林 正俊 印業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラコーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月26日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式及び第2回新株予約権の発行を行うことについて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書 類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められて いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに 計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ブレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社プラコー 監査役会

常勤監査役 清 水 孝 正 印 社外監査役 野 崎 正 印 社外監査役 荒 木 直 人 印

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場

# ソニックシティビル 6階 603会議室

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 電話 (048)647-4111



交 通

# JR大宮駅西口より歩行者デッキにて直結 徒歩約3分

- ※ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。